

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで
私は、申立期間の付加保険料を納付していたはずである。申立期間について付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）について、全て保険料（定額保険料）が納付済みとなっており、申立期間直後の昭和52年4月から第3号被保険者となる前の61年3月までの期間については、付加保険料を含む保険料を納付していることから、申立人の保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和50年10月頃にA町役場（現在は、B市役所）において、国民年金の加入手続をした際に、同町役場職員から付加年金の加入を勧められたと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録には、付加年金の加入が同年10月31日と記載されており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間当時、A町では、付加年金に加入すれば、通常、定額保険料と付加保険料を合算した保険料額の納付書を交付していたとしていることから、申立人が定額保険料のみを納付し、付加保険料を未納にすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は平成8年6月29日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月1日から同年5月31日まで
② 平成8年5月31日から同年6月29日まで

平成8年1月から標準報酬月額が9万8,000円になっているが、同年6月下旬にA社が倒産するまで同社に勤務し、24万円ぐらいの報酬を受けていた。申立期間①の標準報酬月額の記録及び申立期間②の厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記録について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録は、当初、平成8年1月1日付けで随時改定が行われ24万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年5月31日より後である同年7月24日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、平成7年12月5日に同社の代表取締役役に就任していることが確認できる上、就任登記以降、申立人の代表取締役の辞任又は退任登記は確認できない。

しかしながら、申立人は「当時、A社の資金繰りに苦勞していた事業主に頼まれて就任しただけであり、何の権限も無い名ばかりの代表取締

役であった。」と主張しているところ、A社及びB社の顧問社会保険労務士は「A社は、公共事業の受注件数を増加させるため、B社の代表取締役であるC氏が妻であるD氏を代表取締役に据え、全額出資し設立した会社であり、両社ともに実質の事業主はC氏である。申立人は、C氏に頼まれて、D氏に代わってA社の代表取締役になったものと思われる。」と申立人の主張を裏付ける証言をしている。

また、ほかの取締役である同僚からも、A社の事業主はC氏であったとする証言が得られていることから、申立人は、実質的には代表取締役としての権限は有していなかったと認められる。

さらに、申立人は、当該減額訂正処理が行われた平成8年7月24日には既に、当該事業所を離職し、E公共職業安定所において求職の申込みを行い、失業認定を受けていることが確認できるところ、同事業所の閉鎖後、最後まで事業主と一緒に残務整理をしていた同僚は「申立人は、事業所の閉鎖後すぐに、E地に戻った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社の顧問社会保険労務士等の証言により、申立人は、平成8年6月28日まで同社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人を含む同社の従業員5人は、同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社は、平成8年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、前述の申立期間①に係る標準報酬月額の訂正処理が、申立人を含む同社の役員3人について同年7月24日付けで、遡って行われている。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は当該処理日においても法人であることが確認できることから、少なくとも申立期間②については、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、平成8年5月31日にA社における被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、雇用保険

の加入記録における離職日の翌日である同年6月29日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る平成8年5月の標準報酬月額については、申立期間①における上記訂正後の同年4月の標準報酬月額の記録である24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和18年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年5月1日から19年10月1日まで
申立期間においてA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社C工場において昭和17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、18年5月1日に被保険者資格を喪失後、19年10月1日に同社B工場において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、オンライン記録から、当該事業所のB工場において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は「申立人とは、申立期間においてもずっと一緒に勤務していた。申立人と私の仕事は同じで、DとEを収容するFの検査だった。」と証言していることから、申立人は、申立期間において業務内容に変更は無く、継続して同事業所のB工場に勤務していたことが認められる。

一方、当該事業所のC工場及びB工場を管轄していたG社会保険事務所(当時)は、戦時中の被保険者名簿については、職員が一部を防空壕に運び、戦災を免れたものが現存しているが、同事業所に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿については、戦後、同事業所から提供された資料をもとに復元されたものであるとしており、オンライン記録により、申立人が同事業所において被保険者であることが確認できる昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 5 月 1 日までの期間及び 19 年 10 月 1 日から 20 年 12 月 1 日までの期間について、同被保険者名簿においては、申立人の名前は確認できないなど、同被保険者名簿の一部については、適正に復元及び管理された記録とは言い難いものとなっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の当該事業所の B 工場における被保険者資格取得日を昭和 18 年 5 月 1 日とすることが妥当であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が低額となっているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、同社における厚生年金保険の資格喪失日が平成3年11月30日となっているが、4年6月1日まで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）以降の4年8月25日付けで、遡って10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の従業員についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成3年8月及び同年9月は28万円、同年10月は30万円）とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成3年11月30日と記録されているところ、当該処理は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月16日）以降の同年8月25日付けで、遡って行われていることが確認できる。

さらに、同じくオンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった多数の従業員に係る資格喪失日について、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降に遡及して入力処理が行われていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所は、当初、平成4年1月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立期間②において、商業登記簿により法人格を有していることが確認できること、及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、同事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所であったと認められることから、厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日に当該事業所における被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日に当たる4年6月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における当該喪失処理前の記録から30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
A 社に勤務し、B 担当の経理の仕事をしていた。同社の役員ではあったが、名ばかりで、報酬を引き下げる権限等は無かった。
申立期間について、実際に支払われていた報酬に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していた A 社は、平成 9 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年 10 月 24 日付けで、申立人のほか二人の役員の標準報酬月額が 7 年 9 月 1 日に遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は当初 38 万円と記録されていたものが、9 万 2,000 円に減額されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同事業所の取締役であったことが確認できるところ、同事業所の代表取締役は「申立人は、経理事務の担当で社会保険の事務は行っていなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、Bセンター）における資格取得日に係る記録を昭和62年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月1日から同年6月1日まで

A社に昭和62年3月1日から同年6月1日まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bセンターから提出された人事記録により、申立人は、申立期間においてC職（非常勤職員）として勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が発行した申立人に係る在職証明書によると、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる上、同事業所は「申立期間当時から厚生年金保険の資格取得に関しては、職員及び非常勤職員の区別無く一律に社会保険に加入させ、給与を支給する際、社会保険料の控除を行っていた。昭和59年から63年にかけて非常勤職員であったC職に、申立人と同様の事案が相次いでいることから、当該期間において社会保険事務に何らかの問題があったと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る在職証明書か

ら、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年12月21日まで
A社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が遡って減額されている。このことには納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成9年12月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、10年4月1日付けで、当初15万円と記録されていた申立人に係る標準報酬月額の記録が8年3月1日に遡及して9万2,000円に減額訂正されており、申立人のほかに同社の代表取締役及び取締役であった申立人の夫についても、同様に標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間中である平成9年8月11日に取締役を辞任しており、同日以降は同事業所の役員ではないことが確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険関係事務を行っていた事業主の妻は、「標準報酬月額の減額訂正は、事業主である夫が勝手に行ったことであり、申立人夫婦は全く関与していなかった。本当に申し訳ない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 1 日から同年 9 月 16 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 22 年 9 月 16 日）から約 6 年 5 か月後の昭和 29 年 3 月 6 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名変更はなされておらず旧姓のままであり、厚生年金保険記号番号払出簿は、昭和 52 年 2 月 25 日に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人に係る脱退手当金の支給日は前述のとおり、申立人の婚姻及び改姓（昭和 24 年 6 月 * 日）から約 5 年経過しており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前の被保険者期間（約 3 年間）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人本人が請求した場合、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年6月までの期間及び9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から同年6月まで
② 平成9年3月

父が国民年金の加入手続を行い、母が保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、母親が保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年6月に払い出されている上、オンライン記録によると、申立期間①直後の2年7月から4年3月までの保険料を同年8月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間②について、オンライン記録によると、国民年金に未加入の期間となっており、ほかに申立人が当該期間について国民年金に加入した形跡はうかがえない上、当該期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料収納事務の電算化が図られた後であることから、記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの期間及び同年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと聞いており、年金手帳にも手続の記録がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているところ、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人の手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の被保険者資格取得日、保険料の納付記録及び申請免除手続状況により、平成 3 年 5 月頃に A 区で払い出されていると推認でき、その時点において、申立人が 20 歳になった昭和 62 年 * 月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間①については時効により保険料を納付することができない上、ほかに当該期間の保険料を遡って納付した事情もうかがえない。

また、オンライン記録及び申立人から提出された年金手帳のいずれの記録においても昭和 63 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人は、申立期間②について、学生であることから国民年金には任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない上、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与して

おらず、申立期間当時の保険料を納付していたとするその母親も記憶が曖昧であり、当時の具体的な保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から46年3月まで

当時は、町内の納税の係の人が他の税金等と一緒に家族の国民年金保険料を集金していた。両親と兄弟の保険料は全て納付しているのに私の保険料だけを納付しなかったことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、町内の納税の係の人が他の税金等と一緒に家族の国民年金保険料を集金していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の46年4月から47年3月までの保険料を48年8月に過年度納付していることが確認できることから、集金により保険料を納付していたとする申立人の主張と整合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年7月の時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

私は、申立期間当時、家業の事務の仕事をしていたが、私が自身で国民年金の加入手続を行い、亡父が申立期間の保険料を隣組の集金人を通じて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が隣組の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和40年8月に払い出されており、その時点において、申立人が20歳になった39年*月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立期間の保険料については、過年度保険料となり、通常、集金人等が保険料を徴収する納付組織では取り扱うことはできない。

また、申立人が当時居住していたA村（現在は、B市）の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の保険料については「時効消滅」と押印されていることが確認できる。

さらに、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとするその父親も既に他界しているため、申立期間当時の保険料の納付状況等について確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑭までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで
④ 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
⑤ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 9 月 1 日まで
⑥ 平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 10 月 1 日まで
⑦ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
⑧ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
⑨ 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 9 月 1 日まで
⑩ 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
⑪ 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
⑫ 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
⑬ 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
⑭ 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑭までの標準報酬月額が低くなっている。申立期間①から⑭までの標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑭までの標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出された当該事業所に係る給与明細書によると、申立期間①から④まで、申立期間⑤のうち平成元年 11 月から 2 年 8 月まで、申立期間⑥から⑨まで、申立期間⑩のうち 6 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 7 年 2 月から同年 9 月までの期間並びに申立期間⑪から⑭までの期間について厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額と一致していることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑤のうち平成元年 10 月及び申立期間⑩のうち 7 年 1 月については、申立人は元年 11 月分及び 7 年 2 月分の給与明細書等を保管していないことから、厚生年金保険料控除額について確認することができないものの、当該事業所が加入している厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員異動履歴照会によると、当該期間について、申立人の報酬標準給与月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑭までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 26 日から 42 年 8 月 1 日まで
A 社(現在は、B 社)の本社に昭和 39 年 9 月 26 日から 42 年 7 月 31 日頃まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社の本社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容により推認できるものの、同社の同僚等から申立人の勤務実態について証言を得ることができず、勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の継承会社であるB社は「申立期間当時の厚生年金保険に関する届出等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明であるが、B厚生年金基金の記録によれば、同基金が発足した昭和 42 年 3 月の時点において、申立人が同基金に加入した記録は確認できない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 9 月 1 日まで
A社における勤務期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。支給されていた給与に著しい変化は無かったので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における標準報酬月額が、平成 7 年 10 月の算定時に 50 万円であるにもかかわらず、申立期間である 8 年 10 月の定時決定から 9 年 9 月までの期間については 34 万円と記録されているが、給与に著しい変化は無かったとして申立てしている。

しかしながら、当該事業所から提出された賃金台帳及び健康保険厚生年金保険標準報酬月額決定通知書によると、申立人の申立期間に係る欠勤日数は、平成 8 年 5 月は 7 日、同年 6 月は 22 日、同年 7 月は 21 日と記載されており、同年 10 月の算定の基礎となった報酬月額は、同年 6 月及び同年 7 月を除く同年 5 月の 34 万 4,629 円を基に計算されていることが確認でき、当該報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額である 34 万円と一致している。

また、当該事業所が加入している A 健康保険組合の平成 8 年 10 月の標準報酬月額についても、オンライン記録と同様に 34 万円と記載されている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 8 日から 42 年 12 月 26 日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、昭和 39 年 4 月 18 日から 40 年 2 月 28 日までの期間について脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間について受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 39 年 4 月 18 日から 40 年 2 月 28 日までの期間について同年 3 月頃に脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立期間について受給した記憶が無い。」と申し立てているが、オンライン記録によると、申立人が脱退手当金を受給したことを認めている期間（昭和 39 年 4 月 18 日から 40 年 2 月 28 日まで）と申立期間を合算して脱退手当金が支給されており、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立人が脱退手当金を受給したことを認めている期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日（40 年 2 月 28 日）において、申立人は当時の受給要件を満たしていなかったことを踏まえると、申立期間に係る事業所を退職後、申立期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 42 年 12 月 26 日）から約 3 か月後の昭和 43 年 4 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 28 日から 39 年 7 月 1 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 7 月 1 日）の約 3 か月後に婚姻、改姓しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票は改姓後の氏名に変更されており、申立人は申立期間に係る事業所を退職した後は厚生年金保険被保険者となっていないことから判断すると、昭和 40 年 7 月 15 日に支給決定されている脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間における脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで
年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す支給金額等の記載がある上、支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、当時の厚生年金保険法施行令（昭和 19 年勅令第 363 号）第 22 条の 2 に定められた「被保険者が徴用解除により、その資格を喪失したとき」、「戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小等により被保険者がその資格を喪失したとき」等の資格喪失事由に該当する場合には、脱退手当金を支給する規定が存在するところ、申立期間に係る事業所は昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（申立人の資格喪失日と同日）、申立人及び同僚も退職理由を「終戦により会社が無くなったためである。」と申述している。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和 22 年 9 月 11 日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったところ、申立人は、申立期間に係る事業所の退職時において再就職をする考えがなかったと申述していること、また、その後、厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 13 年 9 月 1 日まで
A社の代表取締役であったときの報酬月額は 53 万円以上であったが、申立期間の標準報酬月額が 20 万円又は 9 万 8,000 円に引き下げられている。実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 4 年 10 月及び 5 年 10 月の定時決定において 53 万円と記録されていたところ、6 年 4 月 5 日に遡って 4 年 5 月の月額変更、同年 10 月及び 5 年 10 月の定時決定として 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成 6 年 10 月、7 年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が 20 万円と記録されていたところ、同年 10 月 8 日に遡って各年の定時決定が 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、厚生年金保険料の支払期限が過ぎたことはあったと思うが、滞納は無かったはずである。」と申述しているものの、申立期間中の平成 6 年 4 月及び 8 年 10 月の 2 回にわたって遡及訂正処理が行われていることから、申立期間において滞納保険料があったことを申立人は認識していたものと推認される。

さらに、平成 9 年度以降の滞納処分票及び不納欠損決議書によると、A社は申立期間当時に厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）は申立人及び申立人の妻に対して複数回にわたり滞納保険料の支払を

督促しており、平成16年1月13日付けで同社に係る滞納保険料については不納欠損処分として処理されていることが確認できることから、申立人が同社の代表取締役として、標準報酬月額の見直しに關与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から13年9月1日までの期間については、申立人から提出された10年分及び12年分の源泉徴収票から推認できる報酬月額、及び社会保険料の控除額は、申立人の主張するとおりであることがうかがえる。

しかしながら、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、滞納処分票によると、当該事業所の事業主は、当該期間中の4回にわたる定時決定の手続を平成12年8月18日に標準報酬月額9万8,000円で届け出ていることが確認できるところ、申立人及び申立人の妻以外の従業員については、9年3月25日までに全員が同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人の妻は「その日以降は社長と二人で仕事をしていた。」と申述していることを踏まえると、申立人が当該届出について承知していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、前述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 13 年 9 月 1 日まで
A社の取締役であったときの報酬月額は 38 万円であったが、申立期間の標準報酬月額が 15 万円又は 9 万 8,000 円に引き下げられている。実際に支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 5 年 10 月の定時決定において 38 万円と記録されていたところ、7 年 3 月 16 日に遡って 5 年 7 月の月額変更及び同年 10 月の定時決定として 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成 6 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が 38 万円並びに 7 年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定において標準報酬月額が 15 万円と記録されていたところ、同年 10 月 8 日に遡って 6 年 10 月の月額変更、7 年 10 月及び 8 年 10 月の定時決定が 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「申立期間当時、社会保険事務所（当時）から社会保険料納付の件で電話があり、社長が不在のときに対応したことがあった。」と申述している上、申立期間中の平成 6 年 4 月及び 8 年 10 月の 2 回にわたって遡及訂正処理が行われていることから、申立期間において滞納保険料があったことを申立人は認識していたと推認される。

さらに、平成 9 年度以降の滞納処分票及び不納欠損決議書によると、A社は申立期間同時に厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所は申立人及び申立人の夫に対して複数回にわたり滞納保険料の支払を督促しており、平成 16 年 1 月 13 日付けで同社に係る滞納保険料については不納欠損

処分として処理されていることが確認できることから、申立人が同社の取締役として、標準報酬月額減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の取締役として自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月1日から13年9月1日までの期間については、滞納処分票によると、当該事業所の事業主は当該期間中の4回にわたる定時決定の手続を12年8月18日に標準報酬月額9万8,000円で届出していることが確認できる。

また、申立人は当時の賃金台帳等の関係書類は残っていないとしていることから、給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）」（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人及び申立人の夫以外の従業員については、平成9年3月25日までに全員が当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人は「その日以降は社長と二人で仕事をしていた。」と申述していることを踏まえると、申立人が当該届出について承知していなかったとは考え難い。

仮に当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることができたとしても、申立人は、当該事業所の取締役であり、前述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から平成元年 5 月 8 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給を受けていた給与より低額となっている。申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、同社から提供された申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書による申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所は「従業員の標準報酬月額については、固定給の報酬月額を届け出ている。社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を従業員の給与から控除している。」と回答している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 1381 (事案 845 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から同年10月1日まで
A社B支部から同社C支部へ転勤し、継続して勤務したが、昭和21年3月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社C支部に勤務していたこととはうかがえるものの、当該同僚を含めた複数の同僚も入社日から半年程度経過した後に厚生年金保険の資格を取得していること、ii) 前述の複数の同僚の証言等から、同社は、当時、一定期間内に入社した者を昭和21年10月1日にまとめて資格取得させていたことが推認でき、申立人の厚生年金保険の記録のみが欠落している事情はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいても当初の申立てと同様の主張をするものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 8 月 12 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額が、当時の実際の報酬月額(約 28 万円)に比べて低くなっている。証明できる給与明細書等はないが、実際に支払われた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、証明できる給与明細書等はないものの、A社における申立期間の標準報酬月額が、当時の実際の報酬月額(約 28 万円)に比べて低くなっていると申し立てている。

しかしながら、当該事業所においては、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間当時の従業員のうち、給与明細書を保有している1人については、その給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額は給与支給額に見合う標準報酬月額より低いことがうかがえるものの、ほとんどの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、申立期間当時に勤務していた複数の従業員に照会を行ったところ、申立内容を裏付けるような証言や資料は得られない。

さらに、当該事業所が加入しているB厚生年金基金における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 23 日から 44 年 12 月 21 日まで
② 昭和 45 年 1 月 5 日から 47 年 8 月 16 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。脱退手当金裁定請求書の筆跡は私のものではないし、押されている印鑑も見覚えのないものである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、最後に被保険者として使用された事業所の名称及び所在地欄に、申立てに係る最終事業所のゴム印が押されていることから、同事業所により脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、当該裁定請求書には、申立人の退職当時の住所が記載されている上、昭和 47 年 11 月 8 日に脱退手当金が送金済みであることを示す押印がされていることから、退職当時の申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が郵送されたことがうかがわれる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 11 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 25 日から 35 年 3 月 25 日まで
② 昭和 35 年 3 月 25 日から 39 年 7 月 20 日まで

A社に昭和 34 年 12 月 25 日から 39 年 7 月 20 日まで継続して勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社に勤務していた申立期間②について標準報酬月額が低額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な申述内容及びA社の複数の同僚の証言により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、解散時の事業主も「当時のことは分からない。また、資料も残っていない。」と回答しているほか、当時の社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、当該事業所に勤務していた複数の同僚の厚生年金保険資格取得日の記録は、自身が記憶する入社時期と一致しないことから、同事業所では一定期間経過後に、厚生年金保険被保険者の資格取得に係る手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額が低額となっている旨を主張しているが、前述のとおり、A社は既に解散しており、当時の資料は何も残っていない上、前述の社会保険事務担当者が死亡していることから申立人の当該期間における標準報酬月額を確認することができない。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正された形跡は確認できない。

このほか、申立期間②について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。